相続による土地の所有権の移転登記等 に対する 登録免許税の免税措置について

令和3年度の税制改正により、次の2の登録免許税の免税措置について、その適用対象に一定の所有権の保存登記が追加されるとともに、次の1及び2の登録免許税の免税措置について、その適用期限が令和4年3月31日まで1年延長されました。

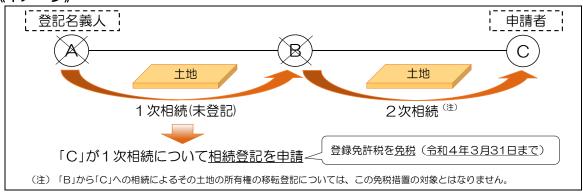
1 相続により土地を取得した個人が登記をしないで死亡した場合の登録免許税の免税措置

《特例の概要》

相続(相続人に対する遺贈を含みます。以下同じです。)により土地の所有権を取得した個人が、その相続によるその土地の所有権の移転登記を受ける前に死亡した場合には、平成30年4月1日から令和4年3月31日までの間に、その死亡した個人をその土地の所有権の登記名義人とするために受ける登記については、登録免許税を課さないこととされています(租税特別措置法第84条の2の3第1項)。

登 記 の 種 類	本則税率	特 例 (適用期限: R4.3.31まで)
相続による土地の所有権の移転登記	0.4 %	免税

《イメージ》



2 少額の土地を相続により取得した場合の登録免許税の免税措置

《特例の概要》

個人が、平成30年11月15日から令和4年3月31日までの間に、土地について①所有権の保存登記(不動産登記法第2条第10号に規定する表題部所有者の相続人が受けるものに限ります。以下同じです。)又は②相続による所有権の移転登記を受ける場合において、②その土地が相続登記の促進を特に図る必要がある一定の土地 (注1) であり、かつ、②その土地の登録免許税の課税標準となる不動産の価額 (注2) が10万円以下であるときは、その土地の所有権の保存登記又はその土地の相続による所有権の移転登記については、登録免許税を課さないこととされています(租税特別措置法第84条の2の3第2項)。

登記の種類	本則税率	特 例 (適用期限: R4.3.31まで)
① 土地の所有権の保存登記	0.4 %	免税
② 相続による土地の所有権の移転登記	0.4 %	免税

- (注1) 市街化区域外の土地で市町村の行政目的のため相続登記の促進を特に図る必要があるものが対象とされ、 法務大臣の告示で定められています。
- (注2) 市町村役場で管理している固定資産課税台帳の価格がある場合は、その価格です。固定資産課税台帳の価格がない場合は、登記官が認定した価額になりますので、その不動産を管轄する登記所にお問い合わせください。